

別冊

仕 様 書

防衛省共済組合三田尻支部

仕 様 書

1 業務件名

防衛省共済組合三田尻支部における食堂の設置及び経営

2 業務内容

食堂の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者（以下「乙」という。）については、防衛省共済組合三田尻支部長（以下「甲」という。）が決定する。

4 契約の締結

甲は、乙との間に防衛省共済組合委託事業管理事務取扱細則第9条のとおり委託契約を締結する。

5 乙の応募資格

乙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不当の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) (2)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (9) 業務の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく遂行できること。
- (10) 食堂の経営委託に関する契約書の条項を遵守できること。

- (11) 募集説明会に参加できること。
- (12) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 光熱水料等

乙は、本業務に要する光熱水料等の諸設備の使用料及び利用物件の維持保存のため、通常必要とする修繕費、共有スペースの環境維持費、食堂の設置、移設及び乙が行うべき備品等の撤去、装飾の除去並びに復旧条件の履行に関する費用及びその他委託事業の経営に要する費用については、甲が負担する費用を除きその一切を負担しなければならない。また、毎月指定した日時及び場所に光熱水料等を持参して支払うものとし、指定した日時に納付しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

7 設置場所及び使用許可面積

食堂の設置場所及び使用許可面積については、甲が国有財産使用許可書において許可された厚生センター内の100.62㎡とする。

8 設置条件

- (1) 乙は、設置場所及び使用許可面積に収まるよう食堂を設置すること。
- (2) 乙は、設置場所の転倒防止（地震対策）のために必要な転倒防止措置を講じること。
- (3) 乙は、設置に当たり施設の改修が必要となった場合は、乙の負担において行うこと。契約が満了したとき、又は契約を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で原状に回復すること。

9 契約期間、営業日及び営業時間

(1) 契約期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

ただし、甲が必要と判断した場合、5年を超えない期間で更新することができる。
なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況により変更もあり得る。

※ 設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

(2) 営業日

原則として、年末年始休暇（12／29から1／3）を除く毎日とし、それ以外は別途協議とする。

(3) 営業時間

ア 平日：原則として11：00から21：00までとし、それ以外は別途協議する。

イ 土日祝日：原則として11：00から19：00までとし、それ以外は別途協議する。

※ 部隊の状況等により変更ある場合は、別途協議するものとする。

10 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

11 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

12 国有財産の使用

(1) 国有財産第18条第6項に規定する範囲内で使用するものとする。

(2) 国有財産使用料については、国家公務員共済組合法第12条の規定に基づき、防衛省共済組合へ無償で利用に供されるため、徴収しない。

(3) 使用許可の取り消し又は変更

ア 国が使用財産を使用するとき。

イ 国有財産の使用許可について、乙が契約条件に違反したとき。

(4) 原状回復

ア 委託期間が満了したとき、又は前項等により使用許可を取り消された場合、使用者は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

イ 乙が原状回復の義務を履行しない場合、甲は乙の責任においてこれを行うことができる。この場合、乙は何らの異議を申し立てることができない。

(5) 使用上の制限

ア 委託期間中、使用財産を委託契約業務の用途以外に供してはならない。

イ 使用財産を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。

ウ 使用財産については修繕、模様替えその他の行為をしようとする場合、又はその使用計画を変更しようとする場合は、事前に書面により承認を受けなければならない。

13 定例報告

乙は、次の各号に掲げる書類を、それぞれ当該各号に定める期日までに甲に提出しなければならない。ただし、その期日が国民の祝日、日曜日又は訓練その他の事情により当該事務を行うことが妥当でないと甲が定めた日（以下「休日」という。）である場合にあっては、その後において直近の休日等でない日に提出しなければならない。

(1) 毎月の売上月計表（別紙様式第3）翌月の初日

(2) 毎月の収支計算書（別紙様式第4）翌月の10日

(3) 毎事業年度の損益計算書（別紙様式第5）翌事業年度の5月31日

14 管理責任

(1) 乙は、自らの責任において食堂を管理し、火災、盗難等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 乙は、従業員の身元、規則の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3) 乙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加

入してはならない。

- (4) 乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

15 衛生等の保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

16 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

17 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

18 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、2ヶ月前までに書面により甲に通知し、甲の指示に従い解除するものとする。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立を行う者は、当該手続き開始前に解除を申出ること。

19 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- なお、消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、食堂経営委託契約を遵守すること。
- (3) 乙は、販売品目に重大なトラブルが発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品の回収し、甲の指示に従わなければならない。
- (4) 乙は、甲が計画した停電作業等について、甲等の指示に基づき協力すること。
- なお、乙は停電作業等が原因で使用機器に損害があった場合は、甲に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (5) 乙は、商品の瑕疵等について、食堂利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

- (6) 乙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前委託事業従事者身上調査票を提出するものとする。また、委託事業従事者身上調査票の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、甲等に提出しなければならない。
- (7) 乙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (8) 乙は、公募説明会での遵守事項に違反した場合及び甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む）は、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び乙の間で協議する。
- (10) 乙は、設置場所、公共場所及び周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (11) 乙の販売品目は、昼食、夕食で一般的な外食産業の取り扱う定食、麺類、酒肴等及び飲料類（アルコール飲料を含む。）とする。
また、飲料類（アルコール飲料含む。）の販売は、器等に注ぎ販売することとし、瓶、缶、ペットボトルでの販売は認めない。
- (12) 乙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得後、販売すること。

20 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。